

午前 11 時 03 分 開会

◎開会の宣告

○白石孝雄議長 ただいまの出席議員数は24名ですので、定足数に達しております。
ただいまから令和6年6月東埼玉資源環境組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○白石孝雄議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議員の紹介

○白石孝雄議長 先般、松伏町選出組合議会議員の任期満了に伴う改選の結果報告が4月22日にありました。ご報告かたがたご紹介いたします。
平野千穂議員でございます。
村上真由美議員でございます。
増田秀雄議員でございます。

◎議席の指定

○白石孝雄議長 次に、ただいまご紹介いたしました議員の議席の指定を行います。
議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。
書記をして氏名及び議席番号を朗読させます。
○鈴木洋介議会事務局副調整幹 朗読いたします。
……朗読……
平野千穂議員4番、村上真由美議員10番、増田秀雄議員16番。
以上でございます。
○白石孝雄議長 ただいま朗読させましたとおり、議席を指定いたします。

◎諸般の報告

○白石孝雄議長 この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、閉会中の4月22日において、議会運営委員に平野千穂議員、総務常任委員に増田秀雄議員、ごみ処理常任委員に村上真由美議員、し尿処理常任委員に平野千穂議員、第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員に平野千穂議員を選任いたしました。

次に、本日開催の議会運営委員会において、平野千穂委員が副委員長に選出されております。

次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、その写しを報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名の一覧表を報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○白石孝雄議長 これより会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において指名いたします。

4番 平野千穂議員

5番 平山杏香議員

6番 菊地慶太議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○白石孝雄議長 次に、会期の決定を議題といたします。

閉会中に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

野口佳司議会運営委員長。

〔野口佳司議会運営委員長登壇〕

○野口佳司議会運営委員長 閉会中に開催いたしました議会運営委員会の審査結果をご報告申し上げます。

今定例会に管理者から提出されました議案はありませんでした。

一般質問につきまして、2名の議員から通告がございました。

また、今定例会の会期につきましては、本日1日間と決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○白石孝雄議長 以上で、議会運営委員長の報告を終了いたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○白石孝雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

◎常任委員会委員の所属変更

○白石孝雄議長 次に、常任委員会委員の所属変更の件を議題といたします。

平野千穂議員より、し尿処理常任委員会からごみ処理常任委員会に、村上真由美議員より、ごみ処理常任委員会からし尿処理常任委員会に、それぞれ所属を変更されたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

平野千穂議員及び村上真由美議員からの申出のとおり、委員会の所属を変更することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○白石孝雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、平野千穂議員及び村上真由美議員の常任委員会の所属を変更することに決しました。

◎閉会中の継続審査案件の上程及び第一工場

ごみ処理施設プラント更新特別委員会委員

長の報告

○白石孝雄議長 次に、第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会における閉会中の継続審査の件を議題といたします。

第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員長から閉会中における会議の経過並びに結果についての報告を求めます。

鈴木由和特別委員長。

〔鈴木由和第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員長登壇〕

○鈴木由和第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員長 おはようございます。

議長のご指名によりまして、閉会中の継続審査となっております第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会における審査の概要をご報告申し上げます。

なお、委員会報告書を配付させていただきましたので、併せてご参照いただきたいと思います。

当委員会は、去る5月10日、第1委員会室において、委員全員出席し、説明員として副管理者、事務局長並びに担当課長等の出席を求め、開催をいたしました。

まず、堆肥化施設整備について、執行部より提出されました資料に基づき、説明を聴取し、質疑を行いました。その主なものをご報告いたします。

地域住民からの要望に対して、堆肥化施設を密閉構造とし、脱臭設備を追加すると、整備費が約30億円増額となるとのことであるが、その内訳は、との質疑に対し、密閉構造で約22億円、脱臭設備で約6,000万円、その他で約7億円の増額を見込んでいる。なお、食品残渣等処理施設の整備費用は含んでいないとのことでありました。

次に、密閉構造・脱臭設備の整備内容は、との質疑に対し、地域住民の理解が必要になるので、意見交換をしながら決めていきたいとのことでありました。

次に、密閉構造や脱臭設備について当初から検討しなかった理由は、との質疑に対し、現行施設は環境基準を満たしているため、同程度の設備、構造で検討を進めてきた経緯があるとのことでありました。

次に、用地取得の現状は、との質疑に対し、農振農用地からの除外手続を進めることについては、地権者から同意をいただいているが、具体的な用地取得の話には至っていないとのことでありました。

次に、食品残渣等処理施設の検討によっては、取得用地の面積にも影響があると考え、今後のスケジュールについて見直しも含めた考えは、との質疑に対し、堆肥化施設の整備の在り方について、費用対効果を踏まえて再度検討していきたいとのことでありました。

次に、堆肥化施設整備の検討について、結論を出す時期は。また、プラント更新事業への影響は、との質疑に対し、堆肥化施設の整備の在り方については、年内には結論を出す予定である。経過については、特別委員会で報告する。いずれにしても、プラント更新事業に影響がないよう進めていきたいと考えているとのことでありました。

なお、堆肥化施設整備については、ほかに5件の質疑がありました。

次に、執行部より追加の説明の申出があり、ごみ処理施設の整備に係る循環型社会形成推進交付金等の交付基準の見直しについて説明を聴取し、質疑を行いました。その主なものをご報告申し上げます。

交付基準の見直しによる交付金への影響は、との質疑に対し、基準の見直し前は約194億円の交付金を見込んでいたが、新たな基準では約119億円となり、約75億円の減額見込みとなっているとのことでありました。

次に、交付対象となる施設規模が682トンから524トンに縮小されたのは、国が考える組合施設の適正規模が524トンであるということなのか、との質疑に対し、ここ数年で施設整備を行う団体が多いことから、国の予算の関係上、交付基準を厳しくしたものと思われ、国が考える施設の適正規模が縮小されたわけではないと考えている。当組合の場合、交付対象となる範囲での施設整備では、安定的にごみ処理をすることは困難であると考えているとのことでありました。

次に、基準の見直しを受けて、施設規模を見直す考えは。また、見直した場合の基本設計への影響は、との質疑に対し、施設規模の見直しを検討しているが、見直しに当たっては基本設計の進捗に影響がないよう検討するとのことでありました。

次に、災害廃棄物処理量の上限10%とは、施設整備の上限ではなく、交付対象の上限であるのか、との質疑に対し、施設整備の上限ではなく、交付対象の上限であるため、10%を超えて施設整備を行うことは可能であるが、1月に発生した能登半島地震の際もそうであったように、広域で災害廃棄物処理を協力し合うという手法もあるので、改めて施設規模について検討していくとのことでありました。

なお、ごみ処理施設の整備に係る循環型社会形成推進交付金等の交付基準の見直しについては、ほかに4件の質疑がありました。

以上、審査の概要について申し上げましたが、当委員会において、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業については、引き続き調査研究する必要があると決定したことから、閉会中の継続審査事項としてご決定くださいますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○白石孝雄議長 以上で、第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員長の報告が終了いたしました。

◎第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会委員長報告に対する質疑

○白石孝雄議長 続いて、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑に当たっては、1回目は登壇して発言席にて行い、2回目以降は自席で行ってください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○白石孝雄議長 質疑はなしと認め、これにて質疑を終結いたします。

◎閉会中の継続審査案件の第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会付託

○白石孝雄議長 次に、第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員長の申出のとおり、委員会を存続の上、閉会中の継続審査とし、お手元に配付してあります特定事件一覧表のとおり第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○白石孝雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会を存続し、特定事件一覧表のとおり、第一工場ごみ処理施設プラント更新特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

ここで、し尿処理常任委員会の開催のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 25 分 再開

◎開議の宣告

○白石孝雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○白石孝雄議長 この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に開催されました、し尿処理常任委員会における副委員長の互選結果を報告いたします。

し尿処理常任副委員長に村上真由美委員が選出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎組合行政に対する一般質問

○白石孝雄議長 これより組合行政に対する一般質問を行います。

今定例会における発言通告者につきましては、一般質問発言通告一覧表のとおりとしてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

発言通告に伴いまして、発言を許可いたします。

なお、1 回目は登壇して発言席にて行い、2 回目以降は自席で行ってください。

16 番、増田秀雄議員。

〔16 番 増田秀雄議員登壇〕

○16 番 増田秀雄議員 16 番議員、増田秀雄です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

先ほど、紹介がありましたように、私、松伏町の選出議員なんですけれども、松伏町では、困ったことに、1人当たりのごみ、1日排出量が管内で一番多いと。かつては一番少なかったんですけれども、これについてかなり町長、鈴木理事も頭を悩ませており、また松伏町議会においてもいろいろ考えを巡らせております。

その中で、絶対量としては、1日当たりの排出量は減ってきてはおるのですが、他市の5市がそれを上回るペースで減ってきたということで、なかなかさらに頑張っていかななくてはいけないのかなということで、本組合の執行部の皆さん、さらに議員の皆さんに教えを頂戴しながら、この組合議員の務めを果たしてまいりたいと思います。

ただ、1つ、今回自慢できるのは、松伏町3名の議員割当があるんですけれども、3名中2名が女性ということで、女性の比率は一番高いと、これはなかなかいいことではないかと勝手に思っております。

では、本題に入ります。

大きなテーマとして、理事会についてということですが、理事会につきましては、規約第14条第4項に、組合に理事会を置く、理事会は管理者・理事及び副管理者をもって構成すると規定されております。さらに、第16条第3項で、理事会は組合の事務の適切な運営を図るものとする。理事会の運営に関し、必要な事項は別に定めると示されております。

何か、よく分かったような、分からないような、どっちかというと分からないような規約になっているかと思えます。細かいことは、こういうところで記載されてはおりませんが、通常ですね。しかしながら、もう少し分かりやすい規約であったほうがよろしいかなと、私は考えております。そのようなことから、今回、理事会につきまして、この役割についてご説明をいただければということです。

先ほどの全協で、事務連絡協議会の話がありましたけれども、本当は理事会と事務連絡協議会をセットにして質問し、理事会と事務連絡協議会がどのように有機的に連携を図っているのか、その辺についてもお聞きしたいところなんですけれども、今回通告しておりませんので、それは次回に譲りたいと思います。

続きまして、次の大きなテーマのプラスチックの分別収集についてと、プラスチックごみについてということでございますけれども、組合では、簡単に言うと、ごみとし尿の処理をしているわけです。ごみについては焼却、その熱エネルギーを利用して発電を行い、現在では剪定枝、刈り草等を堆肥化して処理を行っているということで、多様化してきているのかなと、単に焼却処理だけではいけないということかなと思います。資源化ですね、その辺も

図っていると。

ごみ組成を見ますと、一番多いのが紙ごみですね。次に来るのが、割合が減少している、割合というのは相対的なものですので、全体量が減っているかどうかは別にしまして、プラスチック類となっております。紙・プラスチック類とも再生資源化が可能なごみですので、この資源化こそが、私が申すまでもなく、ごみの減量化につながる有効な施策かと思えます。

紙ごみ類については、資源化の取組が各自治体でも行われ、再資源化が図られていると、行われていると思えます。それで、現状、もう十分に行われているのか、これでいいのかということはまだ申し上げられないのかなというふうに思えます。

問題は、20%ちょっとあるプラスチックごみの処理だと思います。これまでは、プラスチックにつきましても、組合に搬入されたものにつきましても、焼却処理をし、発電し、サーマルリサイクルということで資源化を図ってきたのかなと。しかしながら、時代の変化とともに状況がかなり変わってきていると。プラスチックについては、加工が容易なために非常に便利なものとなっております、例えば食品を小分けにして売ったりすることができるので、そういう容器を簡単にできるわけですね。そうすると、小分けにすることによって全量を食べて、食品ロスの削減につながるのかなと、貢献するかなというよさがあると思えます。また、プラスチックの強みを生かしまして、様々な分野で大量に作られてきたというふうに認識をしております。

しかしながら、ごみとなったプラスチックの処理、これが近年非常に大きな問題となっているかと思えます。海洋ごみも非常に増えて、袋問題も大きく取り上げられております。今、組合で海洋ごみをどうするかということは別にしましてですけれども、焼却する上でも、二酸化炭素の発生源となり、気候変動に影響しているとも言われております。影響していると断言したほうがいいですかね。これは、この事態が大変だということで資源化が叫ばれ、その対応に追われている状況かと思えます。これまでのサーマルリサイクル1本では済まなくなったということだと認識しております。

組合の名称も、かつての埼玉県東部清掃組合から東埼玉資源環境組合と変わりました。英語表記も、この第一工場ができたときは、リソース・アンド・エナジー・ユナイテッドシテーズ・オブ・サイタマイースト、それが、リソース・アンド・エンバイロンメント、以下同じですね。環境というふうに変わってきております。発音が悪いのはご勘弁いただきたいと思えますが、そこでお尋ねいたします。

令和4年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、約2年が

経過いたしましたけれども、これまでの全国的な取組状況と組合管内における検討状況についてお尋ねいたします。

続きまして、本来、ごみは個々の自治体が収集から最終処分まで行うべきものと承知しておりますが、5市1町管内では、収集から搬入までを各自治体が、構成自治体ですね、その後の処理は、ざっくり言えば、焼却から最終処分までを組合が行っている。本来は、最終処分ということであれば、最終処分場を管内に設けるべきかと考えておりますけれども、かつてスラグについては、作っていたときには吉川市の最終処分場に持って行ってございましたけれども、現在は他の自治体をお願いをしているというところですね。ちょっと人任せにしているかなというふうにも感じております。

このことはともかくといたしまして、プラスチックの分別収集及び再商品化の取組は構成市町が主体となって実施する必要があると認識しておりますが、組合はどのように関わることを想定しているのか、お尋ねいたします。

あと、分別収集と再商品化と申しましたけれども、簡単に申しましたが、現状では十分に行われていないなと思います。それには、恐らくいろいろな課題や問題があるのかと思います。そこでお聞きしたいのが、プラスチックの分別収集及び再商品化の実施に向けた問題についてでございます。

以上、駆け足ですけれども、質問を終わります。

○白石孝雄議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

福田晃管理者。

〔福田 晃管理者登壇〕

○福田 晃管理者 それでは、ただいまの増田議員さんのご質問に順次お答えをいたします。

まず、理事会について、組合運営に果たす理事会の役割についてのお尋ねでございますが、当組合では、東埼玉資源環境組合規約に基づき、組合の執行機関として管理者が置かれ、各構成市町の長である管理者及び理事並びに副管理者で構成する理事会が設置されております。当組合は、ごみ処理場及びし尿処理場の設置及び管理に関する事務を5市1町で共同処理していることから、構成市町における廃棄物処理行政と調整を図りながら、事務を進める必要があります。

このため、組合の運営に当たっては、理事会において組合運営に関する時宜に応じた重要課題などについて、各理事の理解や合意をいただきながら事務を進めており、理事会は構成市町と連携して組合事務を円滑に推進していく上で重要な役割を担っております。今後につ

きましても、理事会を通じて構成市町における廃棄物処理行政と調整を図りながら、組合事務の適正かつ円滑な運営に努めてまいります。

次に、プラスチックごみについてのうち、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行後の全国的な取組状況と組合管内における検討状況についてのお尋ねでございますが、令和4年4月に、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、市町村の役割として、製品プラスチックの分別収集及び再商品化が努力義務化されました。令和5年度に約40の自治体が、同法に基づく製品プラスチックの分別収集等を実施しておりますが、令和6年度には約100の自治体に増加する予定となっております。

なお、埼玉県内では、現在約10の自治体で開始しております。

プラスチック分別収集を開始する背景につきましては、循環型社会形成推進交付金の交付要件に位置づけられていることのほかに、プラスチック資源循環促進法の施行を契機と捉え、ゼロカーボンシティ宣言や温室効果ガス排出抑制対策、循環型社会形成の推進に向けた自治体としての考え方から、実施に踏み切った自治体もあると伺っております。

組合における取組状況については、構成市町と組合で組織する事務連絡協議会で検討を進めております。具体的には、先進的な取組を行っている自治体への視察や、プラスチックの中間処理や再商品化を行っている民間事業者を招いての勉強会など、実施に向けた取組を行っております。今後も、定期的に担当者会議を開催し、情報収集に努めてまいります。

次に、プラスチックごみの分別収集等における組合の関わり方についてのお尋ねでございますが、資源物として回収される製品プラスチックにつきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき策定する一般廃棄物処理計画により、各市町において適切に処理されているものと考えております。

しかしながら、現在は可燃ごみとして収集運搬され、当組合により焼却処理をしているプラスチック類に関連することから、循環型社会の形成や廃棄物行政の円滑な運営に向けて、事務連絡協議会において構成市町と連携、協力してまいりたいと考えております。

次に、プラスチックごみの分別収集及び再商品化の実施に向けた課題についてのお尋ねでございますが、プラスチックの分別収集につきましては、事務連絡協議会において実施に向けた検討を継続して行っております。既に、プラスチックの分別収集を実施している自治体の視察を行うなど、情報収集を行っておりますが、現時点では組合管内5市1町に適した処理方法を選定することが課題となっております。

プラスチック資源循環促進法の施行から2年が経過し、全国各地でプラスチックの一括回

収等が実施されていますが、現状ではプラスチックの分別等を実施する中間処理事業者の数及び能力が限られています。このような中、全国の複数の自治体で民間事業者と連携し、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を実施する事例も出てきております。引き続き、プラスチックの分別収集及び再商品化の実施に向けて、実施主体である構成市町と連携、協力してまいりたいと考えております。

○白石孝雄議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

16番、増田秀雄議員。

○16番 増田秀雄議員 では、再質問を1点行いたいと思います。

大きなテーマのほうの関係なんですけれども、民間事業者と連携している自治体では、具体的にどのような取組を行っているのか、お尋ねいたします。

○白石孝雄議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

福田晃管理者。

[福田 晃管理者登壇]

○福田 晃管理者 ただいまの再質問に関しましては、事務局長よりご答弁を申し上げます。

○白石孝雄議長 事務局長。

[小野正利事務局長登壇]

○小野正利事務局長 それでは、ただいま増田議員さんの再質問についてお答えいたします。

全国で第1号となる環境大臣、経済産業大臣の認定を取得した仙台市では、市内の民間事業者と連携してリサイクルを行う再商品化計画を策定しております。1日当たり約40トンのプラスチックごみを回収し、民間事業者の施設において、選別からリサイクルまでの工程を一体的に行っており、プラスチック製品の原料となるペレット等にリサイクルした後、これを原料として物流パレットを製造しております。

また、関東では、横須賀市が市内の民間事業者と連携し、再商品化計画を策定、1日当たり約11.5トンのプラスチックごみを一括回収し、民間事業者のリサイクルプラントで選別、洗浄し、ペレットとしてリサイクルしております。

また、近隣の川口市では、市が所有する土地に民間事業者を誘致し、プラスチックの選別やバール化等を行う中間処理施設を整備する計画があると伺っております。

以上です。

○白石孝雄議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。

○16番 増田秀雄議員 ありません。

○白石孝雄議長 次に、4番、平野千穂議員。

[4番 平野千穂議員登壇]

○4番 平野千穂議員 4番議員、松伏町の平野千穂です。

要旨1、2について、順次質問をさせていただきます。

まず、要旨の1、第一工場ごみ処理プラント更新工事についてお尋ねをいたします。

①令和6年3月29日の環境省の循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模についての通知によりまして、第一工場ごみ処理施設プラント更新工事にどのような影響や変更があったのかについてお尋ねをいたします。

この問題については、さきの全員協議会でもご説明がありましたが、皆様にお配りされる議事録には載らないということですので、また、今後、派遣議員の皆さんも顔ぶれも変わることもございます。経緯について理解するためにも、もう一度説明を求めるものです。

続きまして、②番、令和6年2月2日に実施をされました第416回理事会資料では、プラスチックごみ分別を実施した場合、令和15年度の年間想定ごみ搬入量は、これは搬入量想定、第一工場と第二工場を合わせたもので、24万7,105トン、そのうち第二工場処理量を8万3,000トン、災害ごみ搬入想定を20%、プラスチックごみ分別による削減効果を3%と想定をしての施設規模を、1日当たり720トンと算定をされております。

そこで、この第416回理事会の資料で示されました算定を基にお伺いをいたします。

②のア、令和6年3月29日の環境省からの通知により、災害廃棄物搬入量をこれまでの20%から10%へと変更しております。プラスチックごみ分別による削減3%を加味しなくても、施設規模は1日当たり、計算しますと651トンとなるのではないのでしょうか。この計算は、令和15年度の年間の想定ごみ搬入量総量、先ほど申しました24万7,105トンから第二工場の8万3,000トンを引いた16万4,105トンが第一工場の年間搬入量、そして災害廃棄物搬入量20%が10%へと今回になりましたが、これは第一工場だけでなく、第二工場も含めた総量に対しての10%ですので、2万4,710トンとなります。

先ほどの第一工場の16万4,105トンに災害廃棄物搬入量の10%に当たる2万4,710トンを加え、そして年間の稼働日、こちらも変更となっていて290日、これで割ると、1日当たり651トンとなる計算です。

そこで、お尋ねをいたします。

財政計画2024で、施設規模720トンとした算定根拠について説明を求めます。

②のイです。令和3年3月に策定をされました第一工場ごみ処理施設整備方針では、第一

工場ごみ処理施設の整備案、6案、そのとき示されておりました。その中で、災害廃棄物搬入量を10%とした中位シナリオ、A1プランなんですが、こちらでは、第一工場の施設規模を1日当たり715トンとし、今現在、4炉、第一工場はありますが、この炉を3炉にした構成で概算費用を約542億円と見積もっておりました。一方、財政計画の2024では、総事業費約715億円となっております。

そこで、2点伺います。

1点目は、整備方針では715トンで約542億円、財政計画2024では720トンで約715億円、ここに173億円もの金額差があることについて説明を求めます。

2点目は、財政計画2024で示された総事業費約715億円について、項目別の金額を伺います。

最後に、堆肥化施設について、大きな要旨の2です。

栃木県益子町では、特殊な微生物を使った技術で生ごみを有機肥料にして、高品質のイチゴを育てる農家が活用していると報道がされております。堆肥化施設の移転後に検討されていた食品残渣処理について、現在の枝草堆肥化施設の一部を活用して実施ができないのか、お尋ねをいたします。

以上です。

○白石孝雄議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

福田晃管理者。

[福田 晃管理者登壇]

○福田 晃管理者 それでは、ただいまの平野議員さんのご質問に順次お答えをいたします。

まず、第一工場ごみ処理施設プラント更新工事についてのうち、令和6年3月29日の環境省通知、循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模についてによる影響、変更についてのお尋ねでございますが、本通知では、今後の施設整備に当たっては、ごみ減量等を踏まえた施設規模の適正化や施設規模に応じた施設整備コストの最適化が必要との趣旨から、施設規模の算定式の見直し及び交付対象上限額の新設が行われることとなりました。これにより、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業の交付金の算定において、交付対象となる施設規模がより小さく計算されることとなり、かつ交付対象経費の上限額が新たに設定されたことから、交付金が大幅に減額される見通しとなりました。

施設規模をこれまでに決定した800トンで進める場合には、より多くの市町負担が発生することになるため、これまで財政計画2024の検討において決定した令和11年度以降の分担金

74億円の中で費用を賄うためには、施設規模の見直しが避けられない状況であると判断いたしました。そこで、これまでの理事会において、800トンと720トンの2つの案で検討してきた経緯も踏まえ、今回、施設規模を720トンに見直しました。

また、財政計画2024において、施設規模800トンの場合と比べ、総事業費を約29億円減の約715億円に修正、交付金については約75億円減の約119億円に修正いたしました。このほか、堆肥化施設建設事業については、再検討する方針とし、併せて廃棄物処理施設整備基金において調整を行いました。

次に、第一工場ごみ処理施設プラント更新工事についてのうち、財政計画2024で施設規模を1日当たり720トンとした算定根拠についてのお尋ねでございますが、令和6年2月2日開催の第416回理事会において、現在の1日当たり800トンから施設規模を縮小する案として、1日当たり720トンの案を示し、協議をした経緯がございます。施設規模を縮小するためには、ごみの減量が必要であることや、ごみの減量が達成できなかった場合に外部搬出による処理委託も必要となること、災害ごみの受入れ量が減少することなどが挙げられます。

このようなことを考慮し、第二工場ごみ処理施設の定期点検や大規模改修等により発生する搬入振替を加味し、余裕のある施設規模ということで800トンに決定しました。その後、令和6年3月29日付、環境省通知により交付金が大幅に減額される見通しとなったことから、国の算定基準に基づき、施設規模を算出すると、1日当たり約651トンとなりますが、第二工場からの搬入振替を加味し、組合管内で発生する可燃ごみを安定的に処理するため、施設規模を1日当たり720トンと決定したものです。

次に、第一工場ごみ処理施設プラント更新工事のうち、令和2年度に策定した整備方針と財政計画2024における総事業費の差についてのお尋ねでございますが、令和2年度に策定した東埼玉資源環境組合第一工場ごみ処理施設整備方針は、第一工場の新たな整備に向けた基本的な考え方や方向性を検討、調査し、6つの施設整備の案を取りまとめたものです。そのうち、施設規模を715トンとし、3炉構成で整備し、概算費用を約542億円とした案につきましては、プラントメーカーとのヒアリングにより、標準的な基準を基に算出したものであります。

一方、財政計画2024における約715億円の事業費につきましては、施設規模を720トンとし、荷重や耐震バランス等を考慮し、4炉構成で整備する概算費用であります。金額の差につきましては、整備する炉が1炉増えたことや、整備期間が2年延長したこと、物価上昇の影響等から約173億円の増額を見込んでおります。

次に、約715億円の項目別の金額についてのお尋ねでございますが、現時点で算出している総事業費のうち、更新工事費につきましては、プラント設備の更新に約487億円、建屋の耐震を含めた改修に約173億円、灰溶融炉の撤去に約1億4,000万円、建屋の照明や空調等の更新に約30億9,000万円を見込んでおります。また、現在進めている基本設計や環境影響評価、要求水準書作成等、委託業務に係る事業費に約23億円を見込んでおります。

次に、堆肥化施設の移転後に検討されていた食品残渣処理について、現在の枝草堆肥化施設の一部を活用して実施できないかのお尋ねでございますが、食品残渣を有機肥料にする取組は、焼却するごみの減量化につながることから、循環型社会の推進に向けた取組として有効であると認識しており、堆肥化施設建設事業における将来的な構想の一つとして検討を進めていたところでございます。

しかしながら、令和6年3月の循環型社会形成推進交付金の交付要綱改正により、第一工場ごみ処理施設プラント更新事業に係る交付金が大幅に減額となる見通しとなったことなどから、組合市町の財政負担への影響を鑑み、堆肥化施設の移転については再検討する方針といたしました。

一方、現在の堆肥化施設は、年間1,000トン程度の枝草を受け入れており、処理スペースに余裕がない状況です。さらに、令和9年度から始まる第一工場ごみ処理施設プラント更新事業の期間中には、敷地の一部を施工ヤードとして使用する予定となっております。このため、より狭い敷地で枝草の堆肥化事業を継続するには、さらなる工夫が必要であり、運営方法の見直しなどが優先的な検討課題と考えております。したがって、新たな設備やスペースが必要となる食品残渣処理につきましては、実施が困難な状況でございますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上となります。

○白石孝雄議長 ただいまの答弁に対し、再質問はありませんか。

4番、平野千穂議員。

○4番 平野千穂議員 大きな要旨の1についてです。

説明を受けまして理解はしました。その中で、この令和6年3月29日に環境省のほうから出されました循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模についてという中で、焼却施設の整備費用について、計画1人1日平均排出量、これを求めるときに、容器包装リサイクル法、それから食品リサイクル法、プラスチック資源循環促進法に基づく施策の進展を踏まえて、そして平成24年度に対して、令和7年度で排出量を約16%削減させるという目標を

持ちなさいということが記載されておるんですが、お尋ねしたいのは、この容器包装リサイクル法等々、先ほどデータの質問の中で、事務連絡協議会のところで、実施に向けて現在協議や検討をしていく、プラ分別についてはということがご答弁でありましたけれども、であれば、この進展を踏まえたものが、今回の第一工場の更新工事の中に加味された形で計画がつけられているのかについて、改めてお尋ねをいたします。

②番について、施設の内容で、プラスチックごみの分別の削減効果を加味しなくても、災害廃棄物の搬入量を今までの20%を10%に今回変えたことによって、大きく必要な処理量というものは変わってくるのではないかという私の質問に対して、第二工場からの搬入の振替というものがあるからというご答弁だったんですが、前提として、今現在、第一工場は3炉600トンで稼働していて、その中でも定期的に第二工場のごみの受入れは、第二工場のほうの定期点検等々あるときには、現在もそれは行っているわけです。皆様の努力だったり、いろいろとそこにはあるかとは思いますが、実際、現在、今600トンの中でそれが可能になっているということであれば、そこの搬入の振替を加味して、今の計画に盛らなくてもいいのではないかと思うのですが、その辺、改めて伺います。

②のイについて、1点目では整備方針、この715トンで542億円だったものが、財政計画では720トンで715億円としたことについては、想定のときに3炉だったのを4炉にしているという話で説明がありました。この1点目について、環境省の先ほどの交付金に係る施設の整備規模についての通知の中では、焼却炉の数については、経済性等に関する検討を十分に行って決定をすることということが書かれております。

そこで、再度、お尋ねをしたいのは、焼却炉の数についての検討というものは十分に行われたのか。800トンのときには、今と同じ4炉の構成でいたものが、今回交付金が大幅に削減されるに当たり、搬入量を小さくしたという中で、3炉の構成というものは検討がされなかったのか、伺います。

2点目は、この総事業費約715億円についての項目別の金額を伺いました。プラントの設備に更新で487億円、建屋の耐震等改修で173億円、灰溶融炉の撤去で1億4,000万円程度、建屋の照明、空調の更新で30億9,000万、そして委託事務として基本設計や環境影響評価等々で約23億円とご答弁いただきましたけれども、今のご答弁いただいた項目別でも、まだまだ金額としてはとても大きな額になっております。例えばプラント設備の更新で、約487億円となっているんですが、これは様々細かい数字を、費用を積み上げてこの金額が出ているのか。であれば、もう少し詳細を明らかにしていただきたい。

もし、今の時点で示せないということであれば、今後どのような行程を経て、そしていつ頃であれば明らかにできるのかということを知りたいと思います。

堆肥化施設については、有効ではあるけれども、今の段階で枝草堆肥化施設の稼働率として、ほぼ年間1,000トンの受入れを実施していて、余裕もないし、さらには令和9年度からのプラント更新工事にその敷地の一部をバックヤードとして使うため、なかなか今の状況では難しいということで、こちらは理解しました。どんどんと新しい技術なんかも出ておりますので、ぜひ今後、こちらは検討していただきたいと思います。

以上です。

○白石孝雄議長 ただいまの再質問に対し、管理者の答弁を求めます。

福田晃管理者。

〔福田 晃管理者登壇〕

○福田 晃管理者 最後の堆肥化施設は要望ですか。質問ですか。

○4番 平野千穂議員 要望です。

○福田 晃管理者 では、最後の堆肥化施設は要望として捉えますので、全部で4点につきましては、事務局長よりご答弁申し上げます。

○白石孝雄議長 事務局長。

〔小野正利事務局長登壇〕

○小野正利事務局長 それでは、平野議員さんの再質問に順次お答えいたします。

まず、プラスチックごみの分別収集の実施に向けて今、事務連絡協議会のほうで協議をしているということで、それが今回の計画に加味はされているのかということですが、プラスチックごみの分別収集につきましては、まだ実施時期等が確定しておりませんので、現在の計画には加味しておりません。

続きまして、第二工場の振替を考慮しなくても、今現状で3炉600トンで処理をしているので、第二工場の振替等を考慮して720トンにしなくてもいいのではないかについては、今回の計画には、1つ大きな違いとして、災害廃棄物処理量が見込まれているということで、処理としては600トンで今できているということですが、そこに災害廃棄物処理量を見込んでいます。

あと、現在でもかなり無理をして焼却処理をしております。処理にあたり、第二工場の整備計画、それから第一工場の焼却計画等と調整しながら、ごみ処理が滞らないように第二工場から振替をされているごみを処理をしております。また、過去には突発的なトラブルによ

り、第二工場が停止することもございまして、ごみ処理に苦慮したこともございますので、組合としては720トン、災害廃棄物想定量を含めて必要と考えております。

次に、炉の数について、炉の構成等の検討はきちんとしたのかということでございますが、当初の第一工場の整備方針の中では、3炉構成等も検討の中に入れて実施しております。ただ、今回のこの整備に関しては、建て替えと異なり、この建屋を活用して更新をしますもので、様々な制限がありますので、そういったものを考慮して4炉構成ということで判断をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、先ほど答弁申し上げました総事業費715トンの項目別の金額について、さらに詳細な内訳ということでございますが、プラント施設の内訳については、受入れ供給設備、燃焼設備、また余熱利用設備、通風設備等の更新を見込んでおり、建築用の施設については、管理棟や工場棟における外装・内装、それから建築電気設備、建築機械設備、昇降機等の更新が含まれております。

また、委託業務に係る事業費についても、現在進めている基本設計のほか、環境影響評価や入札時に必要な発注仕様書の作成支援等も見込んでおります。

しかしながら、この事業費はまだ基本設計が完了していないことなどから、現在出している金額につきましては、プラントメーカーとのヒアリングや他自治体における同規模の施設の実績等を参考に算出しているものでございまして、ある程度の項目、お答えした項目別には費用を算出しておりますが、さらに細かい金額については、現在のところ算出をしておりませんので、今後、整備内容が決定するとともに、要求水準書等を策定し、詳細な内訳を出して、きちんと精査をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

また、時期につきましては、令和7年度から8年度の2か年で要求水準書や入札仕様書等を作成する予定でございますので、その中で総事業費についても算出をしてみたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○白石孝雄議長 ただいまの再答弁に対し、重ねての質問はありませんか。

4番、平野千穂議員。

○4番 平野千穂議員 2点のみ、再々質問いたします。

まず、大きな要旨の1についてです。プラ分別について、まだ具体的になっていないからということではあったんですが、国のほうとして、世界的にもそうですけれども、今後の環境の問題、そういったこともあって、ゼロカーボンということで進めておりますので、さら

に事務連絡協議会のほうでも実施に向けて新たに検討中ということなんですね。そうすると、今後実施できた場合、焼却に対する効率、それから発電量についての発電効率、そういったことが、プラごみの分別が実際実施した場合には変わってくると思うんですよ。

なので、分別を実施するのは各市町ですから、そちらのほうと事務連絡協議会のほうで早めに進めていただいて、そしてこちらの見直しをしていくということが検討できないのか、伺います。

もう一点は、②のイについて、今回、4炉での設計ということで、今の既存の建屋を活用する中で、耐震のバランスなんかも、今の現状の4炉のままがバランスがいいというお話等々もありました。そういった中で、4炉は4炉のままですが、今もう実際3炉しか動かしていないわけですから、3炉だけ改修をする。そして、1炉については、耐震性能がちゃんと満たしていれば、そこは更新しないでそのまま、かつ撤去もしないで残しておくということもできると思うんですね。

今の3炉、1炉200トンの3炉で600トンで、仮にちょっと心もとないんであれば、その3炉に関しては、少しずつ、例えば210トンとか220トンとか、少し割増しした形で建て直しすれば、そういったこともできるんじゃないかなと思うんですが、そういったご検討はされなかったのか、伺います。

○白石孝雄議長 ただいまの質問に対し、管理者の答弁を求めます。

福田晃管理者。

〔福田 晃管理者登壇〕

○福田 晃管理者 ただいまのご質問、2点につきましても、事務局長よりご答弁を申し上げます。

○白石孝雄議長 事務局長。

〔小野正利事務局長登壇〕

○小野正利事務局長 それでは、ただいまの平野議員さんの再々質問に順次お答えいたします。

まず、プラスチックごみの分別収集を早くできないかということでございますが、組合だけでは実施ができませんので、今後、事務連絡協議会の中でなるべく早く実施ができるように協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、4炉構成ということで、3炉だけ入替えをして、1炉はそのまま残しておけば、バランス的にはというご質問でございますが、確かにそのようなことも、実際検討はさせていただきます。

ただ、1 炉をそのままにして、バランスを取り、3 炉だけを入れ替えるとなると、1 炉当たりの大きさが200トンを超えてしまいます。今この施設に入っている1 炉の大きさが200トンでございますので、先ほど申しましたとおり、この建屋を利用するということで様々な制限がございますので、200トン以上の炉は収めるのがなかなか難しいというのが、プラントメーカーさんとの協議をした結果でございますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○白石孝雄議長 以上で一般質問を終結いたします。

◎諸般の報告

○白石孝雄議長 この際、諸般の報告をいたします。

各常任委員長から特定事件について閉会中の継続審査として付託されたい旨の申出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、議会運営委員長から特定事件について閉会中の継続審査として付託されたい旨の申出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎特定事件の各常任委員会付託

○白石孝雄議長 各常任委員会の閉会中における特定事件の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項としてそれぞれの常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○白石孝雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、各常任委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項としてそれぞれの常任委員会に付託することと決しました。

◎特定事件の議会運営委員会付託

○白石孝雄議長 次に、議会運営委員会の閉会中における特定事件の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

特定事件につきましては、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○白石孝雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件につきましては、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

○白石孝雄議長 以上で今定例会の議事は全て終了いたしました。

◎管理者挨拶

○白石孝雄議長 この際、管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

福田晃管理者。

〔福田 晃管理者登壇〕

○福田 晃管理者 6月定例会が閉会されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、ご多用の折にもかかわらずご参集を賜り、ありがとうございました。

さて、本日の全員協議会でご説明させていただきましたが、このたび財政計画2024を策定いたしました。この計画に基づき、今後必要となつてまいります第一工場ごみ処理施設をはじめ、大規模な施設整備について、計画的に資金を確保し、健全な財政運営に努めるとともに、安全かつ安定的な廃棄物処理を継続してまいります。

議員の皆様には、今後も変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たつての挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○白石孝雄議長 これにて、令和6年6月東埼玉資源環境組合議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

午後 0時24分 閉会